

双葉保育園 父母の会 規約

1・本会は、園と家庭の密接な連絡の元に保育の向上発展を図ることを目的とする。

2・本会は、園児保護者・職員をもって組織する。

3・本会は、双葉保育園父母の会と称し、事務所を本園内に置く。

4・本会は、前項の目的を達するために次の事業を行う。

イ・園の保育行事・保育課程の連絡及び研究に関する事項

ロ・その他、目的達成に必要な事項

5・本会は、次の役員をおく。

父母の会会長 1名 本会一切の会務を総理する（前年度、副会長）

副会長 1名 会長補佐・代理を行う（年中）

会計 1名 会計事務を行う（年少）

クラス役員 各クラス2名 一般会務の運営・夏祭りの企画・運営

駐車場役員 各クラス2名（未満児クラスは1名）行事の駐車場整理

資源回収役員 各クラス1名（未満児クラスを除く）

交通ママ 2名 会長、副会長が兼任

6・本会の役員会選出は、次の通りとする。

イ・父母の会会長は、前年度の副会長とする。

ロ・父母の会副会長は、前年度の年少組から選出する。（2月の参観日にて）

ハ・父母の会会計は、前年度未満児組から年少へ進級する者から選出する。（2月の参観日にて）

ニ・他の役員については、**立候補又は参観日**に各クラスで決定する。

ホ・過去に、園児の兄弟姉妹において双葉保育園で会長、副会長、会計のいずれかを経験された方は、この3役を免除とする。

ヘ・役員任期は1年とし、再任を妨げない。**やむを得ない事情で活動が出来なくなった場合は代わりの方を各学年で選出する。**

ト・総会を欠席する場合は、委任状が必要である。

7・会議

本会のおもな会議は、次の通りとする。

総会 会長が会員を招集し、年1回4月中に開く

臨時総会を開く場合は次の通りとする。

会長が必要と認めた場合。

但し緊急な場合は役員会をもって、これに代行することが出来る。

緊急で総会が開けない場合は紙面にて行う。

父母の会の総会成立は会員総数（1家庭1人）の3分の2以上の出席をもって成立とする。

総会は次の事項を行う。

イ・会則の改定・改正

ロ・役員承認

ハ・予算、決算の審議決定

ニ・役員会の処理事項承認

ホ・その他、必要事項

8・経費

本会の経費は、父母の会会費及び資源回収、夏祭りの収入をもってあてる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

9・会費

本会の会費は、総会において決定された金額とし、会員がこれを負担する。

尚、別途徴収が必要な場合も、会員がこれを負担する。

10・議決権

本会の議決事項は出席構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

11・弔費

入所園児および職員（給食先生含む）が死亡した場合は父母の会より、香典5,000円と供花を贈る。

返礼なしとする。費用は世帯数割りし徴収する。

*園児の父母が死亡した場合は、掲示の有無を確認して掲示する。

12・駐車場草刈

保護者駐車場草刈及び管理は、元町の小木曾さんに依頼する。

13・贈り物について

保育園職員等への品物の贈り物は園から辞退があり基本禁止とする。

特別な事情がある場合は、園長先生と要相談とする。

但し、手紙やサイン帳などは可とする。

以上

昭和42年4月1日 施行
令和7年度、規約5・6改定